

佐監第37号の5
令和5年8月18日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 爲 田 浩

令和4年度佐倉市公営企業会計決算審査意見書について

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度佐倉市公営企業会計決算及び関係書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度 佐倉市公営企業会計決算審査意見書

第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる決算
 - (1) 佐倉市水道事業会計決算
 - (2) 佐倉市下水道事業会計決算
- 2 審査対象年度
令和4年度

第2 審査の期間

令和5年6月2日から令和5年8月17日まで

第3 審査の着眼点及び方法

- 1 決算審査に当たっては、決算書及び関係諸表の計数が、法令に適合し、かつ正確であるか検証するとともに、経営成績、財政状態について審査するほか、事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを次の主な着眼点に基づき実施した。
主な着眼点
 - ア 決算書は、正確かつ適正に作成されているか。
 - イ 財務諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示するように作成されているか。
 - ウ 経営活動は、経済性を発揮し合理的かつ能率的に行われているか。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、本事業の経営状況を把握するため、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続を選択適用した。質問は、令和5年7月11日に実施した。

第4 審査の結果

1 水道事業会計

(1) 総合意見

審査に付された決算書及び付属明細書は、その計数が正確で経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

記

ア 決算の概要について

令和4年度の収益的収支は、総収益が対前年度比で1.3パーセント増の3,885,560,449円（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）であり、総費用は、同1.6パーセント増の3,739,245,084円となった。その結果、純利益は、同5.9パーセント減の146,315,365円となった。

収益の根幹を占める給水収益は、同2.2パーセント減の3,151,919,624円であった。

給水収益の減少は、コロナ禍における物価高騰の影響による市民の負担軽減を目的に行われた水道料金の減免によるものである。減免実施のため、佐倉市一般会計から受けた補助金が営業外収益に計上されている。一方、費用増加の主な要因は、電気料金の高騰による動力費の増加である。

水道事業の目的は、市民に安全で良質な水道水を適正な価格で供給することにある。民間委託の拡大によるコスト削減や料金改定による財務基盤の強化を図っているが、施設の老朽化に伴う修繕や更新などによる経費の増加が給水原価の上昇の要因となることから、厳しい事業環境が予測される。水道事業を将来にわたって持続可能なものとするため、更なる事業の効率化と一層の経営努力によって財務体質の強化を図るよう要望する。

イ 経営分析について

決算書に基づく経営分析において、営業収益対営業費用比率は、営業収益を営業費用で除し、100を乗じて求めるものである。

この数値は、100パーセントを超えて比率が高いほど良好とされているが、佐倉市における令和4年度の同比率は、前年度の92.3パーセントより3.4ポイント減の88.9パーセントで、依然100パーセントを下回っている。

供給単価と長期前受金戻入を考慮しないところの給水原価の差も、△35.48円であり前年度より8.63円悪化した。なお、減免を行わず例年どおり給水収益があったと仮定した数値で供給単価を算定した場合、給水原価との差は△25.82円となる。令和4年4月1日から実施された料金改定の効果により、わずかながら改善がみられる。しかし、給水原価が供給単価を上回る状況は依然として変わらない。これは、費用の増加により給水原価が上昇していることが要因である。

今回の料金改定は、保有現金の減少を考慮した改定である。従って、水道事業に要する費用の更なる抑制を検討し、保有現金の減少を抑えつつ、次期料金改定の時期を逸しないよう注視されたい。

(2) 個別意見

貸倒引当金について

令和4年度の決算において、貸倒引当金の計上額が昨年度末と同額である。

これは、民法改正による消滅時効の期間変更により、欠損処理の運用を変更し欠損処理額が発生していないことから、同引当金を昨年末金額で据え置いたことによる。

しかし、同引当金は債権金額に対し将来発生するであろう回収不能額を見込み計上されるものである。また、注記の重要な会計方針に「債権の不納欠損等による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。」とある。

不納欠損の運用を変更したことにより、貸倒実績率が歪められたとしても、同引当金計上額が適正に計上されるよう十分留意されたい。

2 下水道事業会計

(1) 総合意見

審査に付された決算書及び付属明細書は、その計数が正確で経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められた。

なお、下記の事項については、十分に留意されたい。

記

ア 決算の概要について

令和4年度の収益的収支は、総収益が対前年度比で2.3パーセント減の3,807,559,299円（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）であり、総費用が、同0.4パーセント減の3,293,087,674円で、その結果純利益は、同12.8パーセント減の514,471,625円となった。

収益の根幹を占める下水道使用料は、同8.3パーセント減の2,221,523,935円となった。

下水道使用料の大幅な減は主に、コロナ禍における物価高騰の影響による市民の負担軽減を目的に行われた使用料減免によるものである。それに加え、処理水量自体の減少による下水道使用料の減も大きく、純利益が前年度に比較して12.8パーセント減少している主要因となっている。

下水道事業については、管渠老朽化対策の計画的な推進など、将来にわたる市民生活の環境整備の観点から、健全な財政運営が求められるところであり、事業の効率化と一層の経営努力によって財務体質の強化を

図るよう要望する。

イ 経営分析について

決算書に基づく経営分析において、営業収益対営業費用比率は、営業収益を営業費用で除し、100を乗じて求めるものである。

この数値は、100パーセントを超えて比率が高いほど良好とされているが、佐倉市における同比率は、令和2年度は78.1パーセント、令和3年度は79.3パーセントで、令和4年度は使用料減免の影響により72.8パーセントに低下した。減免を行わなかった場合の同比率は77.5パーセントとなり、前年度より1.8ポイント減少するものの、令和3年度の全国平均73.6パーセントを上回る。

下水道は、市民の生活環境を支える重要な都市基盤の一つであることから、中長期的展望に立って、効率的かつ計画的な事業経営に努められたい。